

成年後見登記がされていない証明書の交付請求 をされる方へのお願い

千葉地方法務局戸籍課

法務局で「成年後見登記がされていない証明書（以下「ないこと証明」といいます。）」の交付請求をされる方は次の事項にご注意願います。

○ ないこと証明は、原則、証明を受けられる方ご本人しか請求 できません！

したがって、窓口に来られる方の本人確認資料（運転免許証や保険証など）の提示を求めています。

法務局の窓口に来ることができない場合は次の2通りの方法があります。

- ① 本人からの委任状を添付して代理人として請求する。
- ② 親子や兄弟など4親等内の親族であれば、本人と来庁者との関係が分かるもの（戸籍謄本や続柄が入った住民票など）を提示して請求する。

上記①②の場合にも窓口に来られる方の本人確認資料を提示願います。

○ 請求者の住所や本籍は法務局でも分かりません！ あらかじめ確認を！

「ないこと証明」は、「法務局に成年後見登記がされていない」という証明ですから、請求者の住所や本籍は法務局でも分からず、請求者が交付請求書に記載したとおりの内容で「ないこと証明」が交付されます。したがって、請求者ご自身であらかじめ住所や本籍を確認してから請求願います。